

『マイナンバー（個人番号）』をお知らせします

10月5日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が施行されます。

【通知カードが送付されます】

10月以降、茂原市に住民票を有する全ての方に、12桁のマイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別が記載された「通知カード」が、簡易書留にて送付されます。紛失しないよう、大切に保管してください。

なお、「通知カード」には顔写真が入っていませんので、各種申請の際の本人確認書類には、別途顔写真が入った証明書などが必要となります。

③一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方など
※申請書・添付書類の詳細はお近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
相談機関で入手またはダウンロードできます。

【やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取る事が出来ない方】

また、不在等で受け取れなかった場合には、忘れずに再配達の手続きをお願いします。転居による住所変更、氏名変更などのお手続きに際して、変更内容をカードに記載する必要があります。

次の理由により住所地において「通知カード」の送付を受けることが出来ない方は、「居所情報登録申請書」を9月25日までに住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

①東日本大震災による被災者で、住所地以外の居所に避難されている方

②DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で、住所地以外の居所に移動されている方

※通知カードイメージ

個人番号	○○○……○○○
生年月日	○年○月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県○市□町1-1-1

茂原市まちづくり条例案の パブリックコメントの結果

市では、6月4日から7月3日まで、「茂原市まちづくり条例素案」について、パブリックコメント（市民意見募集）手続きを実施したところ、7人の方から、77件のご意見をお寄せいただきました。

市では、6月4日から7月3日まで、「茂原市まちづくり条例素案」について、パブリックコメント（市民意見募集）手続きを実施したところ、7人の方から、77件のご意見をお寄せいただきました。

ご協力ありがとうございました。お問い合わせは、企画政策課（4階）
☎(20)1516、FAX(20)1603へ。

「もばら生活ガイドブック」 2015年版を発行します

市の行政情報や公共施設、医療機関等の情報をまとめた「もばら生活ガイドブック」を、市と㈱ゼンリンが協働で発行します。配布は12月頃を予定しており、市内全世帯に順次無料で配布します。

本ガイドブックは、市と同社の官民協働事業により作成されるもので、発行・配布に要する費用は、市の予算をかけずにすべて広告掲載料でまかなわれます。

◆「もばら生活ガイドブック」に掲載する広告を募集します！

㈱ゼンリンの社員が企業、事業所、商店などを訪問し、広告掲載を募集します。ガイドブックの内容は秘書広報課に、広告掲載については㈱ゼンリンにお問い合わせください。

お問い合わせは、秘書広報課（3階）
☎(20)1512、FAX(20)1601へ。
㈱ゼンリン ☎043(261)0043へ。